



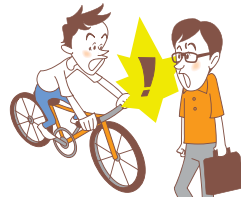
弁護士費用等補償特約



自動車事故や、日常生活における被害事故
について、スムーズな解決をサポートします!

特約がセットされていないと……

どうしよう…
事故の相手が賠償請求に
応じてくれない…



ご自身での解決は困難なケースがあります。

- 交差点で停止中に追突されたが、相手は知らんぷり。賠償してくれなくて困っている…
- 歩行中、出会い頭に自転車にひかれてケガをした。相手へ治療費を請求したいが、どうしたらよいかわからない…
- 花火大会の会場で、花火が暴発し、ヤケドをした。開催者側が損害賠償に応じない…

困った

特約がセットされていれば……

共栄火災のKAPくるまるなら、自動車事故だけではなく、日常生活において被害者となった場合も補償の対象になるので安心です。

過失のない自動車事故も!

日常生活上の被害事故も!

安心して弁護士に
相談することが
できました。



良かった

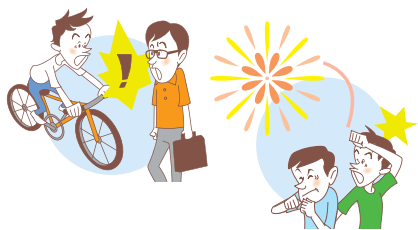


自動車事故や、日常生活の被害事故について、 ご本人はもちろん、ご家族にも安心をお届けします。

■ 弁護士費用等補償特約のポイント

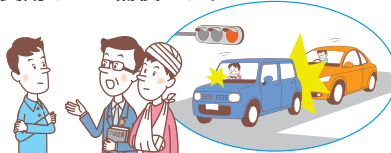
日常生活における様々な被害事故をカバー

自動車事故だけでなく、日常生活の被害事故も補償対象となります。



過失ゼロの示談交渉も安心

ご自身の過失がない被害事故にあり、相手方に法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士に相談する費用や訴訟費用などを補償します。



(注)ご自身の過失がない自動車事故の場合、保険会社の示談交渉サービスは活用できません。本特約がセットされていれば安心です。

安心の保険金支払額

弁護士・司法書士への報酬や訴訟費用(被保険者1名につき300万円限度)や弁護士への法律相談費用、司法書士・行政書士への相談費用(被保険者1名につき10万円限度)などを、しっかり補償します。



■ 弁護士費用等補償特約の補償内容

保険金支払要件

日本国内において、自動車事故や日常生活に起因する急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の方が被害にあわれたとき、加害者に対して、法律上の損害賠償を請求するために支出した費用について保険金をお支払いします。

支払保険金

弁護士報酬や司法書士報酬、訴訟費用など…被保険者1名につき**300万円限度**
弁護士への法律相談費用または司法書士・行政書士への相談費用…被保険者1名につき**10万円限度**

(注)損害賠償請求をするために弁護士、司法書士に委任される場合、または弁護士、司法書士、行政書士に相談される場合は、必ずあらかじめ共栄火災にご連絡ください。共栄火災の同意を得ずに損害賠償請求費用や相談費用を負担された場合、保険金をお支払いできないことがあります。

■ ご留意点

- この特約の被保険者は①記名被保険者、②その配偶者(内縁を含む)、③それらの方の同居のご親族、④それらの方の別居の未婚のお子さま、ご契約のお車に搭乗中の方、①～④の方が所有するお車に搭乗中の方になります。
- 弁護士等への着手金、報酬金等については、共栄火災が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- 「弁護士費用等補償特約」のみ保険金をお支払いする場合、ノンフリート契約においては、ノンフリート等級別料率制度の事故件数にはカウントされません。また、フリート契約においては、成績計算期間内の損害率の計算には算入しません。
(注)ノンフリート契約は所有・使用自動車が9台以下、フリート契約は所有・使用自動車が10台以上のお客さまがご契約いただく保険契約のことをいいます。
- 「弁護士費用等補償特約」につきましては、「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、補償内容の差異や保険金額、その補償の要否をご確認ください。

⚠️ ご注意

- このチラシは「弁護士費用等補償特約」の概要を説明したものです。詳しい補償内容は、「KAPくるまるパンフレット(PB381600)」、「約款冊子」等をご覧ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。
- ご契約の際は、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先